

(参考 2 - 2) 退職給付引当金の処理 (前払年金費用の計上) に伴う損益不均衡

1. 現状の会計処理

- 中期目標等計画等において、退職一時金、確定給付企業年金、退職共済年金等の財源が運営費交付金により賄われることが示されている場合については、その(将来の)費用及びその引当金を計上した際に、**これに対応する引当金見返収益及び見返引当金を計上することで(運営費交付金の受領及び支出があるよりも前に収益を認識することで)** 損益均衡が確保されている(会計基準第89)。
- 具体的には、毎年度の決算時に、勤務費用や利息費用等を踏まえた(将来の)退職給付費用を認識するとともに、退職給付引当金を計上する際に、これとあわせて、**(将来の)退職給付費用に対応する収益(退職給付引当金見返収益)及び退職給付引当金に対応する資産(退職給付引当金見返)**を計上する。
- 当該会計処理は、**将来の年金資産拠出時に交付されることが見込まれる運営費交付金を、その交付を受ける前に収益として認識する**ことで損益均衡を図っているものである。

会計基準 第89 退職給付に係る会計処理

- 1 退職給付債務について、次の要件に該当する場合には「第17 引当金」第2項に基づき退職給付引当金見返を計上するとともに、退職給付引当金見返に係る収益を計上するものとする。

借方	金額	貸方	金額
退職給付費用	××	退職給付引当金	××
退職給付引当金見返	××	退職給付引当金見返収益	××

- その上で、翌年度以降において、法人が年金基金等に対し運営費交付金を財源として**年金資産を拠出する際には、運営費交付金債務を取り崩す**ことに伴い、同額の**退職給付引当金見返を取り崩す**こととなる(会計基準81)。

会計基準 第81 運営費交付金の会計処理

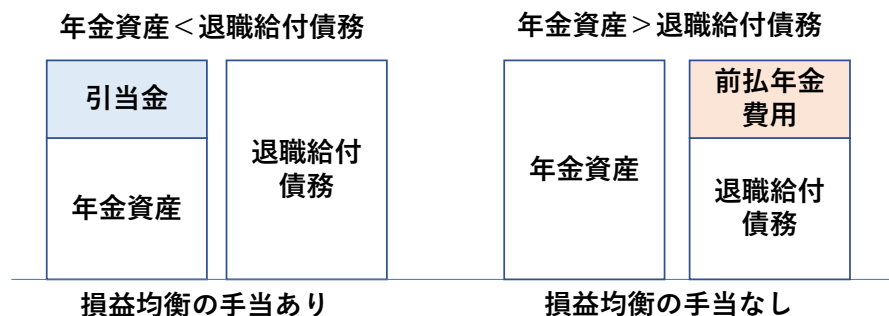
- 7 独立行政法人が、「第17 引当金」2に基づく引当金見返を計上した場合には、引当金の取崩し時に当該引当金見返とそれに見合う運営費交付金債務とを相殺するものとする。

借方	金額	貸方	金額
現金	××	運営費交付金債務	××
退職給付引当金	××	現金	××
運営費交付金債務	××	退職給付引当金見返	××

(参考 2 - 2) 退職給付引当金の処理（前払年金費用の計上）に伴う損益不均衡

2. 課題

- 現行の独法会計基準では、**引当金を計上する際には、引当金見返（見返資産）を計上することが認められており**、これにより損益均衡が確保されているが（会計基準第89）、年金資産が増加した場合（年金資産の余剰積立が生じた場合）に引当金の要積立額の減少に伴って計上する必要がある「**前払年金費用**」については、**損益均衡を図るための手立てが講じられていない**。



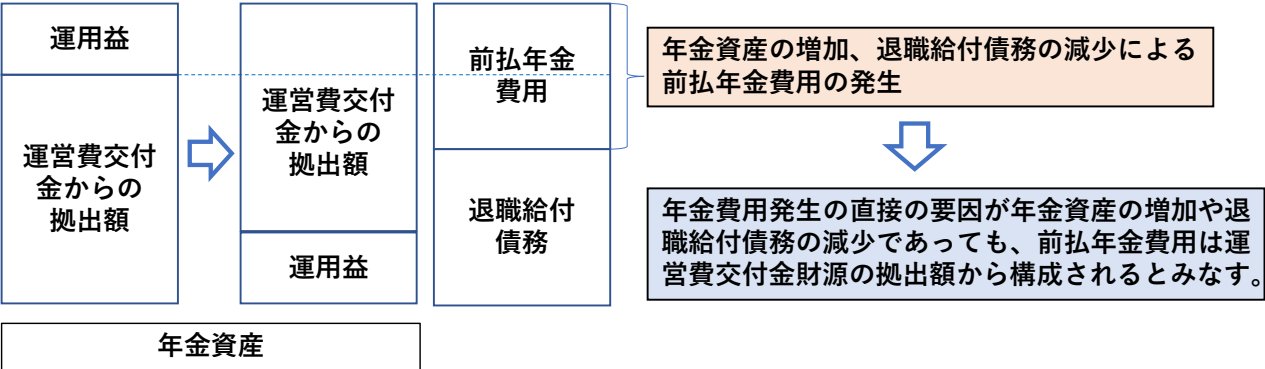
- 期待を上回る運用成果による年金資産増加や退職規定の変更による退職給付債務の減少等が生じているところ、**前払年金費用を資産に計上する場合に損益均衡を確保するためには、前払年金費用計上時に見返計上を認める基準改訂**が必要となる。

3. 論点

- ① **運営費交付金の拠出がなく**、年金資産の増加または退職給付債務の減少により年金資産が退職給付債務を超過し、前払年金費用が生じた場合においても、見返負債を計上することができるか。
→ このような場合は**運営費交付金の拠出なしに前払年金費用が計上される**ため、運営費交付金から見返負債に振り替えることができない。**年金資産が過去の運営費交付金からの拠出額とその運用益から構成されるという事実に着目**することにより（年金資産の超過分が過去に拠出した運営費交付金から構成されると考えて）、運営費交付金を財源とする前払年金費用（資産）に対応する見返負債を計上することが可能と考えられないか。
- ② **一度収益化した運営費交付金債務**を見返負債として再計上することができるか。
→ 前払年金費用は**見積りの修正によって計上されるという事実に着目**し、これに対応する財源側の処理である見返負債の計上についても、当該見積りの修正に伴う過去の処理の修正と整理してはどうか。

(参考 2 - 2) 退職給付引当金の処理 (前払年金費用の計上) に伴う損益不均衡

(※) 3. 論点の考え方



4. 会計処理案

前提条件 (Q&A 8 8 - 2 A4 をベース)

法人は確定給付企業年金制度を採用。掛金に充てるべき財源措置及び積立不足の場合の積立不足額の解消のための財源措置が運営費交付金によって行われることが中期計画で明らかにされている。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異について遅延認識していない。

X1年 3月31日における退職給付債務は900、年金資産は600、引当金見返は300。

X2年 3月31日における退職給付債務は700、年金資産は900。

黒字：企業会計における仕訳
青字：財源側の仕訳
赤字：新設の仕訳

(1) X1年 5月 1日 運営費交付金が300入金された。

現金	300	/	運営費交付金債務	300
----	-----	---	----------	-----

(2) X1年 9月30日 年金給付が200行われた。

仕訳なし (*1)	
-----------	--

(*1) 年金給付200により、退職給付債務は700、年金資産は400となる。

(3) X1年10月 1日 年金資産への掛金300が拠出された。

退職給付引当金	300	/	現金	300
---------	-----	---	----	-----

運営費交付金債務	300	/	退職給付引当金見返	300
----------	-----	---	-----------	-----

(4) X2年 3月31日 退職給付引当金が計上された。

退職給付引当金	(*2) 200	/	退職給付費用	200
---------	----------	---	--------	-----

退職給付引当金見返収益	(*2) 200	/	退職給付引当金見返	200
-------------	----------	---	-----------	-----

(*2) 期末年金資産900 - X1年10月1日残高700 = 200

(5) 勘定科目の振替

前払年金費用	(*3)200	/	退職給付引当金	200
--------	---------	---	---------	-----

退職給付引当金見返	(*3)200	/	(仮)前払年金費用見返	200
-----------	---------	---	-------------	-----

(*3) 期末年金資産900 - 期末退職給付債務700 = 200 ← 年金資産の超過額

(参考 2 - 2) 退職給付引当金の処理（前払年金費用の計上）に伴う損益不均衡

期首B/S

退職給付引当金見返	300	退職給付引当金	300

期末B/S（現行基準一見返なし）

前払年金費用	200		
		利益剰余金	200

期末B/S（改訂案一见返あり）

前払年金費用	200	前払年金費用見返	200
		利益剰余金	0

前払年金費用に対応する見返負債を計上（名称は要検討）

P/L（現行基準一见返なし）

費用		収益	0
退職給付費用	△200	損益	
		当期総利益	200

P/L（改訂案一见返あり）

費用		収益	
退職給付費用	△200	退職給付引当金見返収益	△200
		損益	
		当期総利益	0

前払年金費用の計上に伴い生じる退職給付費用のマイナスに対応する損益を計上（名称は要検討）